## 破産手続廃止

**令和８年（フ）第４０１号**
千葉県浦安市堀江６丁目16番22号
破産者　酒井　順也
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１２号**
千葉市中央区亀岡町１番20号　亀ヶ岡ロイヤルハイム202号
破産者　高橋　剛史
１　決定年月日　令和８年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第４３０号**
千葉市若葉区桜木４丁目13番25号
破産者　松浦　一則
１　決定年月日　令和８年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第６３４号**
千葉県市川市末広２丁目17番２号
破産者　昇　　昌樹
１　決定年月日　令和８年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第７２８号**
千葉市美浜区真砂４丁目14番10号
破産者　岡田　知巳
１　決定年月日　令和８年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第４６４号**
千葉県市川市南行徳４丁目10番２号（ＫＡＳＵＭＩハイツ101号）
破産者　山田真奈生
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第８５４号**
東京都立川市富士見町２丁目21番８号　玉置マンション　102号
破産者　川口　　康
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第１５４１号**
千葉県船橋市行田３丁目10番45―708号
破産者　医療法人社団うつぎ会
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第１７５１号**
千葉市花見川区南花園２丁目８―10レグルス新検見川303号
破産者　東邦トラスト株式会社
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第２１２３号**
千葉県市川市東大和田１丁目21番11号
破産者　松島運輸株式会社
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和７年（フ）第２１５３号**
千葉県船橋市飯山満町２丁目618番地２Ｌ・M船橋飯山満台二番館407号
破産者　鈴木　恭平
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第３６号**
千葉県船橋市前原西３―10―21　有料老人ホームカイト前原、住民票上の住所千葉県市川市菅野１丁目27番17号　（市川コーポラス210号）
破産者　大滝　健一
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第４２７号**
千葉県船橋市西船４―２―８―201、住民票上の住所大阪市住吉区苅田５丁目16番６―202号
破産者　秋山佳一郎
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第５０２号**
千葉県市原市八幡1152番地２
破産者　瓜澤　　衛
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第５１６号**
千葉市稲毛区長沼町293番地56　ラークハウス長沼101号
破産者　谷口　浩志
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１０４号**
千葉県成田市公津の杜３丁目10番地５
破産者　神庭　高明
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和８年（フ）第１１２号**
千葉県四街道市下志津新田2536番地46　エミネンスＳ203号
破産者　成田　郁也
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和７年（フ）第２５０８号**
札幌市中央区北８条西23丁目１番15号
破産者　株式会社ユースフル
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**令和７年（フ）第４３４号**
茨城県小美玉市高田34番地１
破産者　株式会社ＭＧＳ
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

**令和８年（フ）第７８号**
茨城県水戸市百合が丘町８番地の１県営百合が丘アパート５棟403号
破産者　弁理士法人公文社特許商標事務所
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所